

秋田県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則をここに
公布する

令和2年3月25日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第6号

秋田県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第15号）の一部を次のように改正する。

第50条中「賃金」を削る。

第51条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第54条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1中「

7	賃金	雇入のとき	賃金と雇入人員との積算額	就労調書	
8	報償費	契約を締結するとき、又は支出決定のとき	契約金額又は支出しようとする額	見積書、入札書、契約書、請書、仕様書、物品検査調書、報償費等請求領収書	
9	旅費	支出決定のとき	支出しようとする	旅行命令（依頼）簿	

			額		
--	--	--	---	--	--

」を「

7	報償費	契約を締結するとき、又は支出決定のとき	契約金額 又は支出しようとする額	見積書、入札書、契約書、請書、仕様書、物品検査調書、報償費等請求領収書	
8	旅費	支出決定のとき	支出しようとする額	旅行命令（依頼）簿	

」に、「10」を「9」に、「11」を「10」に、「12」を「11」に、「13」を「12」に、「14」を「13」に、「15」を「14」に、「16」を「15」に、「17」を「16」に、「18」を「17」に、「19」を「18」に、「20」を「19」に、「21」を「20」に、「22」を「21」に、「23」を「22」に、「24」を「23」に、「25」を「24」に、「26」を「25」に、「27」を「26」に、「28」を「27」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。